

令和6年度特殊詐欺被害防止啓発放送等業務 企画提案審査方法及び選定基準

1 審査の概要

審査は、「令和6年度特殊詐欺被害防止啓発放送等業務委託候補者審査要領」に定める審査委員会の委員（以下「審査委員」という。）により、プレゼンテーション審査を行い、企画提案を選定する。

2 審査対象

プレゼンテーション審査

企画書及び添付書類（映像作品DVD等含む）について、プレゼンテーション内容を参考に審査する。

3 選定基準『「令和6年度特殊詐欺被害防止啓発放送等業務」に係る公募型プロポーザル実施要領』第6（6）による。

4 審査方法及び選定基準

(1) 採点方法

各審査委員は、「2 審査対象」に対して、「3 選定基準」により、次の6つの項目について評価を行い採点する。

ア 項目1【業務計画及びスケジュール】

企画全体の基本的な考え方、効果、計画性を評価する。

イ 項目2【キャンペーンの内容】

特集番組や自社が有する広報媒体を活用した効果的なキャンペーンを展開する内容について評価する。

ウ 項目3【CMの内容】

提案のあった映像内容のインパクト、訴求力を評価する。

エ 項目4【放送時間・頻度】

ターゲットに向けた企画の放映時間帯、頻度（放送回数）を評価する。

オ 項目5【業務履行の確実性】

提案された企画の体制と実現性を評価する。

カ 項目6【費用の妥当性】

見積もり内容の妥当性、費用対効果を評価する。

(2) 評価基準と配点

評価は、別添の「令和6年度特殊詐欺被害防止啓発放送等業務に係る企画提案審査表」を用いて5段階で行い、「普通」を基本として、普通より優れているものは「良」、特別に優れていると判断できるものは「優」、さほど評価できないものは「可」、特別に評価できないものは「不可」とする。

配点は次のとおりとする。(1提案者(1審査委員)当たり:100点満点)

項目	不可	可	普通	良	優
1 業務計画及びスケジュール	2	4	6	8	10
2 キャンペーンの内容	5	10	15	20	25
3 CMの内容	5	10	15	20	25
4 放送時間・頻度	5	10	15	20	25
5 業務履行の確実性	1	2	3	4	5
6 費用の妥当性	2	4	6	8	10